

函館市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月5日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

1 定期監査

対象部局 市民部，観光部，土木部，恵山支所，椴法華支所

監 査 報 告 書

令和 4 年 (2022 年) 9 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I 監査の対象部局等	1
II 監査の結果	1
< 定期監査 >	
・ 市民部	2
・ 観光部	4
・ 土木部	7
・ 恵山支所	9
・ 椴法華支所	11

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
市民部	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月27日から 令和4年5月25日まで
観光部	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月27日から 令和4年5月25日まで
土木部	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月27日から 令和4年5月25日まで
恵山支所	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月27日から 令和4年5月25日まで
楳法華支所	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月27日から 令和4年5月25日まで

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおり。

なお、函館市監査基準第21条第1項各号に規定する監査等の着眼点等については同報告書に記載のとおりである。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

市民部

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年12月27日から令和4年（2022年）5月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

観光部

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年12月27日から令和4年（2022年）5月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(3) 契約事務（非接触型函館観光プロモーション業務委託契約）

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書、見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備さ

れているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

総務使用料のうち、行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料 331,032 円について、当該許可に併せて歳入金の調定および納入通知すべきところ、これを行っていなかった。

観光部においては、平成 29 年度に同様の事例があった際に、当該許可に併せて調定および納入通知することを徹底し、その確認を複数職員により行うこととしたにもかかわらず、チェック体制が維持されていなかったことから、チェック体制の見直しや業務マニュアルの整備等により再発防止に努め、遺漏のない適正な事務の執行を図られたい。

(2) 意見

ア 予算の執行

観光費で予算執行している冬季観光プロモーションテレビコマーシャル制作・放送業務は、特命随意契約により契約を締結しているが、予定価格の設定に当たっては、函館市契約条例施行規則（昭和 39 年規則第 4 号）第 15 条第 2 項の規定に準じて、取引の実例価格、履行の難易等を考慮して適正に定めなければならないところ、事業者の見積内容そのままに積算されており、その価格の適正性について検討がなされているか確認できなかった。

特命随意契約は、一般競争入札の原則に対し、特定の 1 者でなければ履行することができない契約に該当する場合など一定の条件のもとにのみ認められる特例として、慎重かつ厳格に行うべきであることから、価格の適正性について十分な調査・検討を行い、

積算根拠を明確にするなど、適正な契約事務の執行に努められた
い。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

土木部

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年12月27日から令和4年（2022年）5月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

恵山支所

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年12月27日から令和4年（2022年）5月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

楯法華支所

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年12月27日から令和4年（2022年）5月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、概ね適正に執行されていた。